

◎新潟県訓令第18号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次の表のように改正し、道路法等の一部を改正する法律（令和7年法律第22号）の施行の日から実施する。

令和7年9月30日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 土木部 （略）		別表第4（第6条関係） （略） 土木部 （略）	
道路管理課		道路管理課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
（略）	(1)～(2)の2（略） (2)の3 <u>道路法第33条第2項第4号</u> 及び第5項の規定により、利便増進誘導区域の指定、変更及び解除をすること。 (2)の4～(14)（略）	（略）	(1)～(2)の2（略） (2)の3 <u>道路法第33条第2項第3号</u> 及び第5項の規定により、利便増進誘導区域の指定、変更及び解除をすること。 (2)の4～(14)（略）
（略） （略）		（略） （略）	